

## 保育所等の利用に関する内容の確認書 兼 同意書

以下の項目について内容を確認後、☑をつけてください。

また、すべての記載内容に同意の上、裏面の署名欄に署名してください。

本同意書の提出がない場合、入所選考の対象となりませんのでご注意ください。

チェック	確 認 事 項
<input type="checkbox"/>	「利用申込みのしおり」を読み、内容について了解しました。
<input type="checkbox"/>	「申請に必要な書類」を読み、必要な書類はこの同意書と一緒に提出しています。
<input type="checkbox"/>	書類に記入した内容について、事実と異なる事項はありません。（事実と異なる場合、入所決定取消や、退所となります。）
<input type="checkbox"/>	書類の記入内容に変更があった場合は、直ちに報告し、変更の手続きをします。 (変更しなかった場合、虚偽の申請とみなされる場合があります。虚偽とみなされた場合は、入所決定取消や、退所となります。)
<input type="checkbox"/>	入所申込時に申請した保育の必要な事由が、入所前に変更となった場合は直ちに報告し手続きします。（保育の必要度が変わるため、入所決定通知後でも入所決定取消となり再選考となります。）
<input type="checkbox"/>	入所前に転職した場合、直ちに報告し手続きします。（保育の必要度が変わるために、入所決定通知後でも入所決定取消となり再選考となります。）
<input type="checkbox"/>	書類に記入した保育の必要性の事由が入所前に消滅した場合は入所決定取消となります。（例 就労で申請していたが入所前に退職した など）
<input type="checkbox"/>	希望保育所等（認定こども園等を含む）は、通所できる全ての保育所等を、入りたい順番に記入しています。
<input type="checkbox"/>	希望保育所として記入していない保育所等は、保育の必要性の優先順で案内できる状態であっても案内されません。
<input type="checkbox"/>	通所できない保育所等は記入していません。
<input type="checkbox"/>	兄弟が別々の保育所等に案内される場合があります。兄弟で同一の保育所等を希望される場合、優先順の低い人が先に案内される可能性があります。
<input type="checkbox"/>	希望保育所等の受入年齢、開所時間、延長保育時間について了解しています。
<input type="checkbox"/>	申込者数が多い場合、保育所等を利用できない場合があります。年度途中で保育所に空きが出た場合は、保育の必要性の優先順に案内されます。
<input type="checkbox"/>	今回の申請書類の有効期限は令和8年3月31日までです。但し、途中で転出した場合は申込を取り下げたものとみなします。
<input type="checkbox"/>	利用希望しているお子様に、重篤なアレルギー、病歴や障がい等がある場合は、事前に医療機関に集団保育の可否の確認をしています。また、安全に配慮して保育をおこなうために、医療機関に内容等について照会する場合があります。

(裏面へ)

<input type="checkbox"/>	育休（産休）等終了後の職場復帰のため申込をしている場合、介護や疾病等の他の保育の必要性がない状態で、利用予定月に職場に復帰しないときは、入所決定取消や退所となります。
<input type="checkbox"/>	育休（産休）等終了後の職場復帰のため申込をしており、時短勤務となる場合は、速やかに報告します。
<input type="checkbox"/>	求職中で入所決定した人は、入所後3か月以内に就労しても、就労要件を満たしていない場合は退所となります。
<input type="checkbox"/>	就労要件で入所した後に退職した場合、3か月以内に再就職しない場合は退所となります。再就職の際には就労要件を満たす必要があります。また、入所中の求職活動期間は合計で3か月までとなります。
<input type="checkbox"/>	その他、以下のような場合にも退所となります。 ・保育を必要とする事由がなくなった場合。 ・お子様が疾病等により集団生活が難しくなった場合。 ・赤穂市外に転出した場合（転出先の市区町村との間で、継続利用の合意が得られた場合を除く）。 ・正当な理由なく保育所の利用がない状態が1か月以上続いた場合。 ・期日までに現況届、就労証明書等の提出がなく、保育の必要性が確認できない場合。
<input type="checkbox"/>	保育料は扶養者の市民税の課税状態により変わります。通常は教育委員会こども育成課が課税額を確認して保育料を決定していますが、市民税が未申告であり、申告のご依頼をしても応じていただけなかったり、連絡がつかなかったりするときは、保育料の計算ができないため、止むを得ず、最高額の保育料で請求させていただく場合があります。
<input type="checkbox"/>	保育料は引き落としの前日までに口座に入金します。
<input type="checkbox"/>	引き落としができなかった場合は、納付書等指定された方法により期日までに納付します。

上記確認事項について、すべて同意の上で申し込みします。

同意書確認日 令和 年 月 日

保護者署名

利用希望（利用中）の施設名・事業名

（ ）

児童名（ ）

（ ）